

## 福岡広域都市計画土地区画整理事業の決定（那珂川市決定）

福岡広域都市計画土地区画整理事業を次のように決定する。

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 名 称     | 道善・恵子土地区画整理事業   |  |
| 面 積     | 約 9. 3 h a  |  |
| 公共施設の配置 | 道 路   | 区画道路の整備については、16mの区画道路を骨格として、交通の円滑と安全並びに宅地の利用増進を図るため、幅員 6m～9m標準とする区画道路を配置する。また、歩行者の安全と快適な歩行空間を考慮した幅員 4mの歩行者専用道路を適宜配置する。 |
|         | 公 園<br>及び緑地   | 公園の整備については、施行区域面積の3%以上の面積を確保する。  |
|         | その他の<br>公共施設  | 雨水については、地区北側に調整池を配置し、既存の排水路を經由して、2級河川那珂川へ放流する。また、汚水については、公共下水道事業により地区全域の処理をする。   |
| 宅地の整備   | <p>本地区の土地利用は、国道385号沿線において商業系土地利用、その周辺において既存バス営業所と医療・福祉系土地利用、地区西側を住居系土地利用として計画する。</p> <p>商業系土地利用と既存バス営業所用地及び医療・福祉系土地利用については、大規模な街区を計画し、住居系土地利用については戸建て住宅を標準として計画し、健全な市街地の造成を行うとともに、宅地の利用の増進を図る。</p> <p>いずれの用地も、用途地域及び地区計画により建築物の用途、規模等を規制する。</p> |  |

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理 由  
別紙のとおり

道善・恵子土地区画整理事業 施行区域の名称

那珂川市

大字道善、道善五丁目、大字恵子、恵子一丁目、恵子二丁目、恵子三丁目の  
各一部